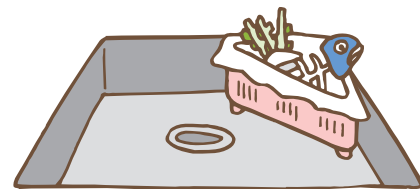


協力のお願ひ



下水道ができたからといって、何でも流していいということではありません。下水道は自然や皆さまの生活環境をよりよくするための公共の財産です。下水道に汚水を流すときには、個人個人が十分に注意して、大切に正しく使用しないと故障の原因となって、設備の寿命を縮めることになります。

台所では、野菜くずや残飯を流さないようにしましょう。



生ゴミは、排水管がつまるもとです。水切りをして、ゴミ収集日に出しましょう。

洗濯には無リンの洗剤を使用しましょう。



合成洗剤に含まれている有機リンは、処理場でも完全に取り除くことができず川や海をよごします。

水洗トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。



トイレットペーパー以外の紙、異物などを流さないようにしましょう。

天プラ油やサラダ油の廃油を流さないでください。



お料理のあとの油は紙などでふきとってゴミといっしょに収集日に出しましょう。排水管に流すと管の内側に付いて固まって下水が流れなくなる恐れがあります。

下水道に有機物を流さないようにしてください。



下水道にガソリン、シンナーなどの危険物を流すと爆発する恐れがあるばかりでなく処理場の微生物が死んでしまい、処理ができなくなります。

◆宅地内の排水設備の管理はみなさんで

快適な生活をするための水洗化ですが、使用上の注意をおこたると故障をおこしたり、設備の寿命を縮めたりします。また、今日のように人件費が高くなりますと、簡単な修理でも思わぬ費用がかかりますので、故障をおこさないよう日頃の管理を行ってください。

◆食品くず処理機（ディスポーザー）は設置しないで

食品くず処理機は、下水道の維持管理上次のような影響をあたえるため、設置しないでください。

- （ア）野菜くずなどが下水道管渠内に堆積腐敗し、悪臭、管渠閉塞の原因となる。
- （イ）下水処理場が過負荷となり、汚泥発生量が増大する。
- （ウ）汚水排水槽へ流入する場合には、腐敗発酵が促進され悪臭が強くなる。
- （エ）野菜くずを排水するため大量の水を必要とし、汚水量が増大する。

◆排水口から異物を流さないで

便所・台所・風呂場・洗たく場などの排水口から新聞紙・野菜くず・脱脂綿・布くず・油類などを流さないでください。

工場・事業所には 除害施設を

工場や事業所からの排水の中には、下水管を損傷したり、処理場の機能を妨げたりする恐れのあるものがあります。下水道法及び鞍手町下水道条例では、定められた水質基準に適合する下水を流さなければいけないことになっています。また、工場や事業所によっては届出が必要です。

